

平成22年第1回定例会
政策総務常任委員会提出資料

◎ 所管事項

- 1 平成22年度三重県職員採用候補者A試験について（人事委員会事務局）----- 1頁
- 2 歳計現金について（出納局） ----- 3頁

平成22年6月

人事委員会事務局
出 納 局

1 平成22年度三重県職員採用候補者A試験について

人事委員会事務局

I 実施日程等

〈第1次試験〉

実施日 平成22年6月27日(日)
 実施会場 県立津高等学校(津市)
 芝浦工業大学豊洲キャンパス(東京都)
 第1次合格者発表日 平成22年7月13日(火)(予定)

II 申込状況(6月7日締切)

試験区分	採用予定数	申込者数 A	昨年度の状況		増減率 (A-B)/B	
			採用予定数	申込者数 B		
一般行政分野	行政 I	22	688	23	569	20.9%
	行政 II	5	192	5	132	45.5%
福祉分野	福祉技術	4	42	2	57	-26.3%
環境分野	環境	3	33	4	29	13.8%
	化学	4	58	6	45	28.9%
	林学	2	10	4	22	-54.5%
自然分野	農学	8	72	8	48	50.0%
	水産	3	34	2	18	88.9%
工学分野	総合土木	17	71	16	52	36.5%
	建築	5	25	5	24	4.2%
	電気	1	29	1	27	7.4%
健康衛生分野	薬学	3	15	2	19	-21.1%
	保健師	4	18	1	10	80.0%
	管理栄養士	1	44	1	42	4.8%
合計	82	1,331	80	1,094	21.7%	
	うち行政	27	880	28	701	25.5%

【A試験一般行政分野(行政I・行政II)採用試験申込者数の推移】

年度	採用予定数 A	申込者数 B	競争率 B/A
H22年度	27	880	32.6
H21年度	28	701	25.0
H20年度	28	630	22.5
H19年度	29	568	19.6
H18年度	28	592	21.1
H17年度	10	688	68.8

《参 考》平成22年度の試験実施日程

試験名		受付期間	第1次試験	第2次試験	最終合格発表	
三重県職員採用試験						
A試験		5月18日～ 6月7日	6月27日	7月下旬～ 8月上旬	8月中旬	
B試験		8月2日～ 8月31日	9月26日	10月下旬	11月上旬	
C試験						
警察官採用試験						
警察官 A	平成22年 10月採用	4月2日～ 4月28日	5月8日 5月9日	6月10日～ 6月16日	7月下旬	
	平成23年 4月採用	1回目	4月2日～ 4月28日	5月8日 5月9日	6月11日～ 6月21日	7月下旬
		2回目	8月2日～ 8月31日	9月18日 9月19日	10月下旬～ 11月中旬	11月下旬
警察官 B	平成23年 4月採用	8月2日～ 8月31日	9月19日	10月下旬～ 11月中旬	11月下旬	
市町立小中学校職員採用試験						
B試験		8月2日～ 8月31日	9月26日	10月下旬	11月上旬	
C試験						

歳計現金について

平成22年6月23日
出納局

1 歳計現金残高の年間推移

日々の収入支出にかかる現金のことを歳計現金といい、その残高の年間推移は、例年同様のパターンとなっています。

(1) 年度末～年度当初

4月上旬には地方交付税により歳計現金残高は一時的に上昇するものの、県債の償還、出納閉鎖による支払集中や退職金の支給などによる資金需要が多く、年間のうちで最も減少する時期となっています。

(2) 5月下旬～11月下旬

5月下旬から6月下旬にかけては、県債の発行や地方交付税の交付、自動車税や法人事業税などの県税収入等により、歳計現金残高は急激に増加するものの、それ以降は11月下旬まで概ねなだらかな減少傾向をたどります。

(3) 11月下旬～年度末

11月下旬には地方交付税の交付、法人事業税の収入等により、再度一時的に歳計現金残高は増加しますが、以降年度末までなだらかな減少傾向をたどります。

2 歳計現金の運用管理について

資金の余剰時期には定期預金または国債による運用を行うとともに、不足時期には指定金融機関からの当座借越や基金からの繰替運用、一時借入等により資金を調達しています。

なお、一時借入の限度額は予算で定めることになっており、平成22年度は、1,500億円で議決されています。

(1) 資金運用

3ヶ月の譲渡性預金を主体として、必要に応じて国債でも運用しています。

(2) 当座借越契約（一時借入金）

日々の支払資金を安定的に確保するとともに、資金管理を効率的に行なうため指定金融機関との間で預け入れた定期性預金額（300億円）を限度とする当座借越契約を締結し、その預金額の範囲内で預金の利率と同率で借入ができるようにしています。

(3) 基金繰替運用

当座借越限度額を超えて資金の不足が見込まれる場合は、基金から借入を行う基金繰替運用を行っています。

(4) 当座借越契約に基づく覚書（一時借入金）

基金繰替運用を実施しても資金が不足する場合は、400億円を限度として自動的に一時借入できるようにしています。この限度額を越えて資金が必要となる場合は、証書借入により対応します。

